

吉岡町小規模工事等契約希望者登録申請取扱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する小規模な工事・業務委託・建設資材、物品・役務、(以下「小規模工事等」という。)の購入等の契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に、登録されていない方でも契約することができる小額で、内容が軽易な契約を希望する方を別表1の種別により登録し、発注時においては積極的に業者選定の対象とすることによって、地元業者の受注機会を拡大しようとするものです。

(小規模工事等の区分)

第2条 小規模工事等の区分範囲は、次の各号による。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定を適用するもの。

- (1) 130万円以下の工事または製造の請負
- (2) 80万円以下の財産の買入れ
- (3) 50万円以下の測量委託等

(登録の要件)

第3条 登録は、次の各号のいずれの要件も満たすものについて行うものとする。

- (1) 法人の場合にあつては登記簿上の本店を、個人事業者(他の者に雇用されている者を除く。)の場合にあつては主たる事業所を本町内に有していること。
- (2) 吉岡町の競争入札参加資格審査申請(電子申請)し、有資格者名簿に登録されていないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得てないものは登録をできない。
- (4) 希望職種を履行するため法令等の定めにより必要な資格、許可登録を受けていること。
- (5) 町税及び消費税・地方消費税の滞納がないこと。

(登録の申請)

第4条 登録の申請は、吉岡町小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、別表2、別表3を記載して、別表4で求める必要な添付書類をそれぞれ1部ずつ提出することにより行うものとする。

2 登録の申請の時は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは申請期限後においても申請を受け付けることができる。

- (1) 定時申請 2年ごとの3月31日までの間。
- (2) 中間申請 6ヵ月以後から申請を受付し定時申請と同様とする。

(登録者の取扱い)

第5条 吉岡町小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録をし、庁内に周知して町が購入の発注する小規模工事等契約の際の業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。なお、登録申請時の書類審査に合格し申請を受理された方については、名簿に登録をされますが改めて通知は致しません。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 定時申請の登録 当該申請を受付けた年の4月1日から2年間
- (2) 中間申請の登録 6ヶ月以後から申請を受付をして定期申請の有効期間までとする。

(登録の変更)

第7条 登録申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに吉岡町小規模工事等契約希望者登録申請書変更・廃止届(様式第2号)を提出する。

(登録の取消し)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取消することができる。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなったとき
- (2) 倒産したとき。
- (3) 契約に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)その他の関係法令に違反する等の不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 申請書又は添付書類の記載事項を偽って記載したとき。

2 前項において、不相当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知致します。

(登録者名簿の公開)

第9条 登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開(閲覧)いたします。

(発注手続)

第10条 発注課は、小規模工事等を町が発注しようとするときは所要の手続きを行い、名簿等により業者選定をし、決裁を得たときは、小規模工事等見積合わせ通知書(第3号)を送付して、その者から小規模工事等見積書(様式第4号)を徴するものとする。

2 発注課は、前項により見積書を徴したときは、その内容を確認して適正と認めるときは、決裁を得て当該見積もりをしたものを請負者に決定し、その者から小規模工事等請負請書(様式第5号)を徴するものとする。ただし、次条に該当するときは省略することができる。

(契約の方法)

第11条 契約業者となった場合は、発注課の指示に従い原則は書面により作成いたします。ただし、財務規則第162条により省略できる場合もあります。なお、この契約保証金は免除となります。

(契約の履行)

第12条 契約の履行は、財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければならない。なお、請負った契約は自ら履行しなければならない。また、町が認めた場合以外の下請はできませんので申請の際には希望業種の記載範囲は、自ら施工(履行)できる業種を詳細に記載することとされたい。

(監督及び検査)

第13条 小規模工事等の適正な施工等を確保するため、監督及び検査員を命じ工事の監督及び検査を行わせなければならない。

- 2 前項の検査は請負業者に、小規模工事等完了届（様式第6号）及び施工等の記録は、小規模工事等施工記録写真貼付書（様式第7号）を作成提出させた後に行う。
- 3 検査に合格したときは、引渡しを受けたものとみなす。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、小規模工事等の事務処理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。